

健康だより

2012
Vol.25
March.

※詳しくは **こちら** をご参照下さい!

平成23年7月厚生労働省は精神疾患をがん、脳卒中、心臓病、糖尿病と並ぶ「5大疾患」と位置づけ、今後重点対策を行う方針を決めました。また平成22年の労働安全基本調査の結果、メンタルヘルス上の理由により連続1ヶ月以上休業した労働者がいる事業所が、5年前の調査に比べ**2倍以上と急増**しているというデータが出されています。そこで今回は長崎大学「**職場復帰支援プログラム**」の**それぞれの役割**と**プログラムの流れ**について特集します!

それぞれの役割



主治医

- 診断書や情報提供書(産業医の求めに応じて)を出します



職員

- 2週間以上お休みする場合、主治医からの診断書を総務担当者へ提出します
- 療養中の報告を行います
- 復帰希望日の2週間前までに総務担当者へ連絡します
- 復帰後の産業医面談を受けます



人事課

- (産業医の求めに応じて)職場復帰支援チームへ参加します
- (産業医の求めに応じて)職場復帰支援プランの作成に参加します
- 人事労務上の対応を実施します



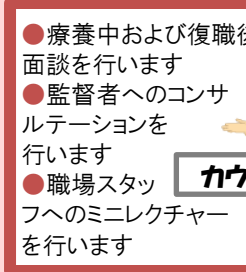
監督者

- (産業医の求めに応じて) **★1** 職場復帰支援チームへ参加します
- (産業医の求めに応じて) **★2** 職場復帰支援プランの作成に参加します
- 監督者による就業上の配慮を実施します
- 復帰後の職員の状態を産業医へ報告します



各部局の総務担当者

- 職員から届いた診断書の写しを産業医、監督者、人事課へ送ります
- 産業医面談の依頼、日程調整を行います
- 職員へ面談日時を通知します
- 療養中の事務手続きの説明、連絡方法を確認します



産業医

カウンセラー

- 療養中および復職後の面談を行います
- 監督者へのコンサルテーションを行います
- 職場スタッフへのミニレクチャーを行います

保健師

- プログラム全体の進行を管理します
- 総務担当者との連絡調整を行います
- 職員やチームメンバーへプログラムの説明を行います

- 職場復帰支援の必要性を判断します
- 療養中の面談を行い、状況を把握します
- 職場復帰支援チームを編成します
- 職場復帰可否の判断のための面談を行います
- 職場復帰支援プランを作成します
- 就業配慮を行いながら、復職後のフォローアップを行います
- プログラム終了の判断を行います

★1 職場復帰支援チーム
産業医、産業保健スタッフ、監督者、人事担当者、のうち産業医が必要と認めた者で構成されるチーム

★2 職場復帰支援プラン
復職に際し、復帰日、就業上の配慮など個別具体的な支援内容を定めたもの

プログラムの流れ

